

(こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価の

一部改正)

第五条 こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単

価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後			改正前		
一 (略) 一 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。			一 (略) 一 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。		
地域区分	都道府県	地 域	地域区分	都道府県	地 域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
二級地	東京都	調布市、町田市、狛江市、多摩市	二級地	東京都	町田市、狛江市、多摩市
	(略)	(略)		(略)	(略)
三級地	(略)	(略)	三級地	(略)	(略)
	千葉県	千葉市、成田市、浦安市		千葉県	千葉市、成田市、印西市
	東京都	八王子市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、清瀬市、東久留米市、稲城市、西東京市		東京都	八王子市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、清瀬市、東久留米市、稲城市、西東京市
	神奈川県	鎌倉市、厚木市		神奈川県	鎌倉市
	愛知県	名古屋市、刈谷市、豊田市		愛知県	名古屋市
	大阪府	守口市、大東市、門真市		大阪府	守口市、大東市、門真市、四條畷市
	(略)	(略)		(略)	(略)
四級地	(略)	(略)	四級地	(略)	(略)

	千葉県	船橋市、習志野市、印西市
	(略)	(略)
	神奈川県	相模原市、横須賀市、藤沢市、 逗子市、三浦市、海老名市
	(削る)	(削る)
	大阪府	豊中市、池田市、吹田市、高槻 市、寝屋川市、箕面市、四條畷 市
	(略)	(略)
五級地	茨城県	水戸市、日立市、土浦市、石岡 市、龍ヶ崎市、取手市、つくば 市、守谷市、かすみがうら市
	埼玉県	朝霞市、川口市、草加市、戸田 市、新座市、八潮市、ふじみ野 市
	千葉県	市川市、松戸市、佐倉市、八千 代市、市原市、四街道市、袖ヶ 浦市、栄町
	(略)	(略)
	神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、 大和市、伊勢原市、座間市、綾 瀬市、葉山町、寒川町、愛川町

	千葉県	船橋市、習志野市、浦安市、袖 ヶ浦市
	(略)	(略)
	神奈川県	相模原市、藤沢市、逗子市、厚 木市、海老名市
	愛知県	刈谷市、豊田市
	大阪府	豊中市、池田市、吹田市、高槻 市、寝屋川市、箕面市
	(略)	(略)
五級地	茨城県	水戸市、日立市、土浦市、石岡 市、取手市、つくば市、守谷市
	埼玉県	朝霞市、新座市、ふじみ野市
	千葉県	市川市、松戸市、佐倉市、八千 代市、市原市、四街道市、栄町
	(略)	(略)
	神奈川県	横須賀市、平塚市、小田原市、 茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、 座間市、綾瀬市、寒川町、愛川 町

	愛知県	知立市、豊明市、みよし市
	滋賀県	大津市、草津市、栗東市
	京都府	京都市、長岡京市
	(略)	(略)
六級地	(略)	(略)
	茨城県	古河市、利根町
	栃木県	宇都宮市、野木町
	(略)	(略)
	埼玉県	川越市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、越谷市、蕨市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、白岡市、伊奈町、三芳町、宮代町、杉戸町、松伏町
	(略)	(略)
	神奈川県	秦野市、大磯町、二宮町、中井町、清川村
	(略)	(略)
	愛知県	岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日

	愛知県	みよし市
	滋賀県	大津市、草津市
	京都府	京都市
	(略)	(略)
六級地	(略)	(略)
	茨城県	古河市、龍ヶ崎市、利根町
	栃木県	宇都宮市、下野市、野木町
	(略)	(略)
	埼玉県	川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、白岡市、伊奈町、三芳町、宮代町、杉戸町、松伏町
	(略)	(略)
	神奈川県	三浦市、秦野市、葉山町、大磯町、二宮町、清川村
	(略)	(略)
	愛知県	岡崎市、瀬戸市、春日井市、津

七級地	茨城県	結城市、下妻市、常総市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、桜川市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、東海村、阿見町、
	(略)	(略)
	福岡県	大野城市、太宰府市、福津市、糸島市、那珂川市、粕屋町
	奈良県	奈良市、大和郡山市、生駒市
	(略)	(略)
	京都府	宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、精華町
滋賀県	彦根市、守山市、甲賀市	
(略)	(略)	井市、津島市、碧南市、安城市、西尾市、江南市、稲沢市、大府市、尾張旭市、岩倉市、日進市、愛西市、清須市、名古屋屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大治町、蟹江町、飛島村

七級地	茨城県	結城市、下妻市、常総市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、 かすみ がうら市、桜川市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、東海
	(略)	(略)
	福岡県	大野城市、福津市
	奈良県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市
	(略)	(略)
	京都府	宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、精華町
滋賀県	彦根市、守山市、 栗東市 、甲賀市	
(略)	(略)	島市、碧南市、安城市、西尾市、稲沢市、大府市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、名古屋屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大治町、蟹江町、飛島村

		河内町、八千代町、五霞町、境町
栃木県		栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、下野市、壬生町
群馬県		前橋市、伊勢崎市、太田市、渋川市、榛東村、吉岡町、玉村町
(略)		(略)
神奈川県		南足柄市、山北町、箱根町
(略)		(略)
山梨県		甲府市、南部町
長野県		長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、塩尻市、下諏訪町
岐阜県		大垣市、高山市、多治見市、関市、美濃加茂市、各務原市、可児市
(略)		(略)
愛知県		豊橋市、半田市、豊川市、蒲郡市、犬山市、常滑市、小牧市、新城市、東海市、知多市、高浜市、田原市、大口町、扶桑町、阿久比町、東浦町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村

		村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町
栃木県		栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、壬生町
群馬県		前橋市、伊勢崎市、太田市、渋川市、玉村町
(略)		(略)
神奈川県		山北町、箱根町
(略)		(略)
山梨県		甲府市
長野県		長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、下諏訪町
岐阜県		大垣市、高山市、多治見市、関市、美濃加茂市、各務原市、可児市、岐南町、笠松町
(略)		(略)
愛知県		豊橋市、一宮市、半田市、豊川市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、新城市、東海市、知多市、高浜市、岩倉市、田原市、大口町、扶桑町、阿久比町、東浦町、幸田町、設楽

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
福岡県	北九州市、飯塚市、筑紫野市、 古賀市	
(略)	(略)	(略)
広島県	呉市、東広島市、廿日市市、海 田町、熊野町、坂町	
(略)	(略)	(略)
奈良県	大和高田市、天理市、橿原市、 桜井市、御所市、香芝市、葛城 市、宇陀市、山添村、平群町、 三郷町、斑鳩町、安堵町、川西 町、三宅町、田原本町、曽爾 村、明日香村、上牧町、王寺 町、広陵町、河合町	
(略)	(略)	(略)
京都府	井手町	
滋賀県	長浜市、近江八幡市、野洲市、 湖南市、高島市、東近江市、米 原市、日野町、竜王町	
(略)	(略)	(略)

備考 この表の下欄に掲げる地域は、令和六年四月一日において当

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
福岡県	北九州市、飯塚市、筑紫野市、 大宰府市、糸島市、那珂川市、 粕屋町	
(略)	(略)	(略)
広島県	東広島市、廿日市市、海田町、 熊野町、坂町	
(略)	(略)	(略)
奈良県	天理市、橿原市、桜井市、御所 市、香芝市、葛城市、宇陀市、 山添村、平群町、三郷町、斑鳩 町、安堵町、川西町、三宅町、 田原本町、曽爾村、明日香村、 上牧町、王寺町、広陵町、河合 町	
(略)	(略)	(略)
京都府	城陽市、大山崎町、久御山町、 井手町	
滋賀県	長浜市、野洲市、湖南市、高島 市、東近江市、米原市、日野 町、多賀町	
(略)	(略)	(略)

備考 この表の下欄に掲げる地域は、令和三年四月一日において当

該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。

(削る)

該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。

三 前二号にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第6の1の2及び第9の1のホを算定する場合における一単位の単価は、こども家庭庁長官が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号）第一号（同号の表の中欄に掲げる支援の種類は、障害児入所支援に係る部分に限る。）から第三号までの規定を準用する。